



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 法務大臣に要望

# 法務省における准看護師養成の停止を

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員 76 万人）は 3 月 28 日、鈴木章記矯正医療管理官に、小泉龍司法務大臣に宛てた「法務省における准看護師養成の停止に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、今回の要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

法務省では全国に 4 施設ある医療専門施設のうち 1 施設で准看護師養成所を併設し、全国の矯正施設（刑務所や少年院等）で勤務する刑務官として採用した職員の一部が准看護師資格を取得しています。

矯正施設では、被収容者の健康管理や緊急時には必要な処置を判断・実施することが求められます。これらの医療を担うには、被収容者の高齢化に伴う身体的・精神的に複雑な状態への対応や、収容環境や被収容者の特殊性を踏まえた医療を提供できる高い看護実践能力が必要です。

本会では、国民・社会の医療ニーズに対応するには、准看護師の教育内容、時間数では不足であり、准看護師制度創設以来、一貫して准看護師養成の停止を求めています。以上を踏まえ、法務省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更するよう強く要望しました。高橋会長は、「高齢化の進展による患者像の複雑化・多様化への対応などさまざまな判断を求められる場面がある。准看護師の教育では、判断ができない」と述べました。

鈴木矯正医療管理官は、矯正施設では刑務官が「医療の知識を持つため」に准看護師資格を取得し、「医療スタッフへつなぐ」役割を担っていると説明した上で、本会要望の趣旨に一定の理解を示しました。



鈴木矯正医療管理官(右)に  
要望書を手渡す高橋会長

### 《 要望事項 》

法務省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更をされたい。

令和6年3月28日

法務大臣

小泉 龍司 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 高橋 弘 枝



## 法務省における准看護師養成の停止に関する要望書

准看護師制度は、約70年前に戦後の急激な病院増設による看護師需要を補うために、中学校卒業を要件に看護師を補助する資格として創設されました。准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて「診療の補助」と「療養上の世話」を行うことを業とすることから、指示を前提とした教育が行われています。このため、准看護師には、看護師のように患者の訴えや観察等をもとに状態をアセスメントし、緊急性や必要な対応を自ら判断して、看護を提供する能力は、求められていません。

しかし、准看護師は受けている教育以上の役割や業務を求められてきた歴史があります。国民・社会の医療ニーズに対応するには、准看護師の教育内容、時間数では不足であり、日本看護協会では、制度創設以来、一貫して准看護師制度の廃止に向けた取り組みを行って参りました。

医療の高度化、高齢化の進展による患者像の複雑化、多様化への対応など、医療ニーズの変化とともに全国的に准看護師養成所数は減少しています。

矯正施設においては、受刑者等の健康管理や、基礎疾患を持つ者について、継続的な観察により状態悪化の予防と早期発見を行ない、緊急時には迅速に必要な処置を判断、実施する等の医療が求められます。これらの医療を担うには、昨今の受刑者の高齢化に伴う身体的・精神的に複雑な状態像への対応や、収容環境や収容者像の特殊性を踏まえた医療を柔軟かつ適切に提供できる高い看護実践能力が必要です。

つきましては、このような事情をご賢察の上、貴省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更するよう要望いたします。

### 要望事項

法務省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更をされたい。

# 1 | 看護師と准看護師の違い

看護師と准看護師には基礎教育の違いがあり、  
 看護師は厚生労働大臣の免許、**准看護師は都道府県知事の免許**となっています。

		看護師	准看護師
基礎教育	入学要件	高校卒業	中学校卒業
	年限	3年以上	2年以上
	単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許		厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業		「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	「医師、歯科医師又は看護師の <b>指示を受けて</b> 、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」(法第6条)

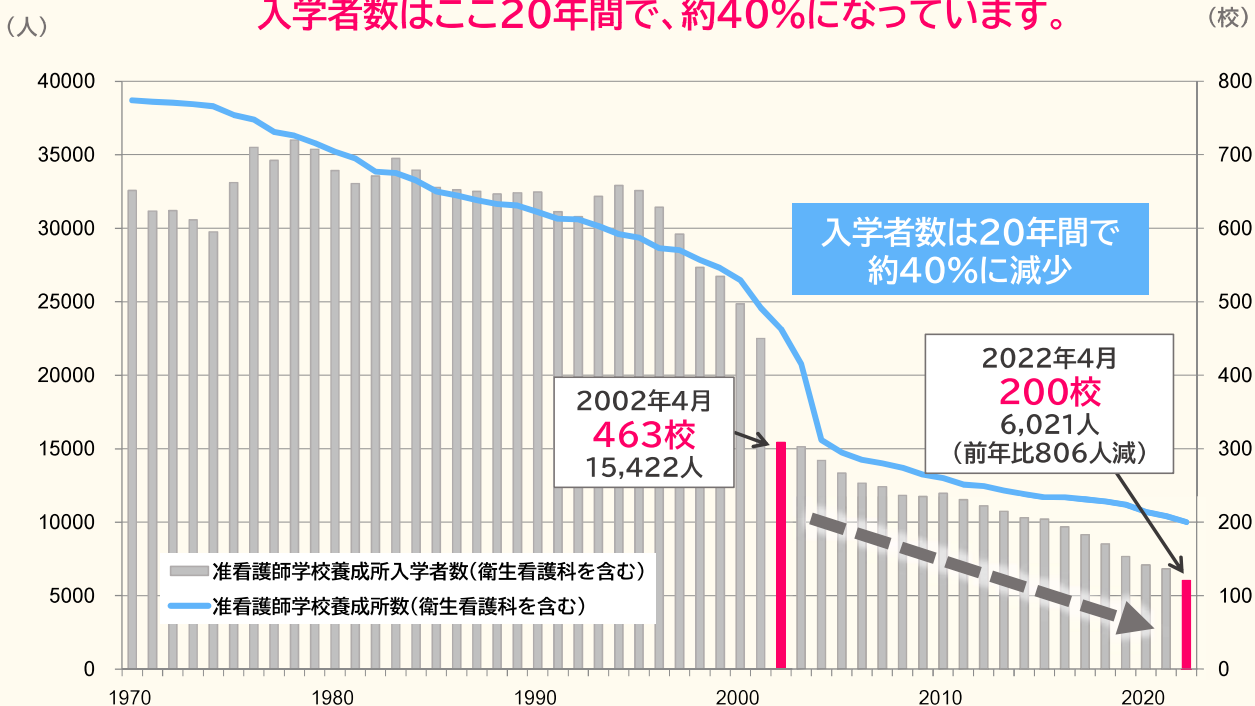
- **【保健師・助産師への道】**看護師は、所定の大学院、大学、養成所で単位を修め、国家試験合格により保健師、助産師資格を取得できます。准看護師から直接、資格取得はできません。
- **【専門看護師・認定看護師への道】**看護師免許取得後の一定期間の実務研修、看護系大学院修士課程や認定看護師教育機関で学修が必要で、資格試験の合格により資格が取得できます。准看護師から直接、資格取得はできません。

出典:保健師助産師看護師法

厚生労働省医政局長通知:「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について(通知,令和4年2月28日,医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4 に基づき作成

# 2 | 准看護師養成数の減少

准看護師学校養成所数と入学者数は減少しています。  
**入学者数はここ20年間で、約40%になっています。**



### 【准看護師養成所が学生募集を停止した県と停止年度】

平成20(2008)年度 福井県  
 平成25(2013)年度 沖縄県  
 平成30(2018)年度 秋田県  
 令和 3(2021)年度 新潟県、岡山県  
 令和 4(2022)年度 山形県

出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」各年度版

### 3 | 看護師と准看護師の教育の違い

自ら患者・利用者をアセスメントして、看護を計画し実践する看護師と指示を受けて看護を行う准看護師では「**教育の基本的考え方**」が大きく異なります。

看護師	准看護師
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。 4) <b>科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</b> 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、 <b>多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</b> 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。	1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。 2) <b>医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。</b> 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

出典：厚生労働省医政局長通知：「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について（通知）、令和4年2月28日、医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4 に基づき作成

### 4 | 看護師と准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標の違い

求められる実践能力と基礎教育卒業時の到達目標では、例えば看護計画に関わる能力について、看護師は「**根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力**」が求められます。一方、准看護師は「**看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力**」が求められます。

看護師		准看護師	
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力		Ⅱ群 <b>看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力</b>	
E.アセスメント	12.健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する 13.情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する	E.情報収集	10.対象者を理解するために必要な情報を収集する
F.計画	14.根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する 15.看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する	F.計画	11. <b>立案された看護計画について理解する</b>
G.実施	16.計画に基づき看護を実施する 17.対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する	G.実施	12. <b>計画された看護</b> を対象者の反応を捉えながら実施する 13.対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、 <b>計画された看護を実施する</b> 14.看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する 15.対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める 16.実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
H.評価	18.実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す 19.評価に基づいて計画の修正をする	H.評価	17.実施した看護の結果について、 <b>評価された内容や修正された計画を理解する</b>

出典：厚生労働省医政局長通知：「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について（通知）、令和4年2月28日、医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表13 別表14 に基づき作成